

【山形大学大学院理工学研究科博士後期課程（工学系）】先進工学専攻

*満たすべき水準（DP）

山形大学大学院理工学研究科博士後期課程（工学系）

山形大学大学院の修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）のもと、理工学研究科（工学系）では、以下のような知識・態度・能力を獲得した学生に「博士」の学位を授与します。

- 1 高度な専門職従事者としての知識と技能
 - (1) 専門とする工学分野の科学・技術に関する深い知識と技能を身に付けている。
 - (2) 科学・技術を発展させる上で必要な論理的な思考力・記述力、発表・討議の能力を身に付けている。
 - (3) 社会や科学・技術に関する課題を深く理解し、これを解決するための仮説を検証する能力を身に付けている。
- 2 課題解決能力・新領域の開拓能力
 - (1) 専門とは異なる分野の科学・技術に関する知識を身に付けている。
 - (2) 習得した知識や技能を自在に応用して新たな知見を生み出す能力を身に付けている。
 - (3) 俯瞰的な視野に立って情報を収集し、計画を立案、実施する能力を身に付けている。
 - (4) 世界に向けて自らが発見した科学的知見や創生した技術を発信する能力を身に付けている。

*項目

大学院理工学研究科博士後期課程学位論文審査基準

- (a) 研究テーマに新規性・独自性があること。
- (b) 自ら研究を計画・遂行するための専門的知識を基に、研究背景・目的が正しく述べられていること。
- (c) 学位論文の構成が適切で、体裁が整っていること。
- (d) 学位論文の記述が論理的で、設定した研究テーマに沿った明確な結論が述べられていること。

博士後期課程最終試験審査基準

研究内容を明確に説明し、これに関連のある質問について口頭又は筆答によりの確に答えられること。

*審査委員の体制

（山形大学学位規程）

第21条 研究科長は、第18条の規定による学位論文を受理したときは、論文内容に関連する科目の教授の中から3人以上の審査委員を選出し、論文の審査及び最終試験を行うものとする。ただし、必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として当該研究科に配置された教授以外の教員を審査委員に選ぶことができる。

- 2 研究科長は、学位論文の審査に当たって必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として本学大学院の他の研究科に配置された教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

*** 審査の方法**

履修基準の授業科目を修得する見込みがつき、必要な研究指導を受けた学生は、論文計画の審査に合格した後に、博士論文を作成し、審査申請することができる。

提出された論文は、研究科委員会が選出する論文審査委員により審査される。